

公益社団法人自動車技術会 著作権規則

(目的)

第1条 この規則は、公益社団法人自動車技術会（以下、「本会」という。）が発行する出版物に掲載される著作物に関する著作権の取り扱いに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

2 前項の出版物には、本会ホームページ及び電子媒体を含む。

(適用範囲)

第2条 この規則は、本会が発行人である出版物に関して定めるものとし、他法人又は行政機関等との共同発行による出版物若しくは受託事業等の成果物等として作成する出版物に関しては、当該他法人又は行政機関等と協議の上決定する。

(定義)

第3条 この規則において、用いる用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 著作物 著作権法第2条第1項第1号に規定するものであって、以下のいずれかに該当するものをいう。
 - イ. 本会発行の出版物に掲載される研究報告、論文、記事等
 - ロ. 本会ウェブサイトに掲載される研究報告、論文、記事等
 - ハ. その他上記に類するものであって本会が指定するもの
- (2) 著作者 著作物を創作した者であって、著作権法第2条第1項第2号に定めるものをいう。
- (3) 著作財産権 著作物の著作財産権をいい、著作権法第21条（複製権）、第22条（上演権及び演奏権）、第22条の2（上映権）、第23条（公衆送信権等）、第26条の2（譲渡権）、第26条の3（貸与権）、第27条（翻訳権、翻案権等）及び第28条（二次的著作物の利用に関する原著作者の権利）に定めるすべての権利を含む。
- (4) 著作者人格権 著作物に関する著作者人格権をいい、著作権法第18条（公表権）、第19条（氏名表示権）及び第20条（同一性保持権）に定めるすべての権利をいう。
- (5) 著作権 第3号の著作財産権及び第4号の著作者人格権をいう。

(著作権の帰属)

第4条 著作財産権は、個別の出版物につき本会が特に定める場合を除き、著作者に帰属する。

2 著作物に関連して、本会が創作した二次的著作物及び編集著作物の著作権は本会に帰属する。

(著作権の使用許諾)

第5条 著作者は、著作財産権について、本会が国内外において無償で独占的に使用する権利を許諾する。

2 前項に定める本会の権利には、有償無償を問わず、本会がサブライセンスを行う権利を含む。

3 本会は、本会が著作物を原著物として二次的著作物を作成する場合には、事前に著作者に通知する。

(著作者による著作物の使用)

第6条 著作者は、当該著作者が創作した著作物を使用する場合（第三者に使用を許諾する場合を含む。）、書面により、本会の許諾を得るものとする。

2 本会は、当該著作物の使用が、学会の目的又は活動の趣旨に反しない限り、前項に定める著作者からの申請を許諾する。

3 第1項の定めにかかわらず、著作者は、次の各号に定める場合には、本会の許諾を得ることなく著作物を使用できるものとする。

- (1) 著作者個人又は著作者が所属する法人のウェブサイトにおいて、自ら創作した著作物を

使用する場合

- (2) 著作物に掲載されている図、写真、グラフ、表並びにこれらに類する物
- (3) 著作権法第 30 条から第 50 条（著作権の制限）において許容された使用
- (4) 個別の出版物につき本会が特に定める場合

（第三者への著作権の使用許諾）

第 7 条 著作物の著作財産権を使用する第三者（以下、「使用者」という。）は、個別の出版物につき本会が特に定める場合を除き、本会の許諾を得なければならない。

2 本会は、使用者が著作物を原著物として二次的著作物を作成する場合には、著作者にその旨を通知する。

3 本会の許諾を得た場合、使用者は本会に対して処理基準に定める使用料金を支払わなければならない。

（著作者への通知）

第 8 条 前条及び第 5 条の著作者への通知を、登録又は記録した当該著作者の住所若しくは当該著作者が会員の場合は会員の登録先住所にあてて発信した場合は、その通知が通常到達すべきであった時に、到達したものとみなす。

2 著作物が共同著作物である場合は、第 10 条第 1 項第 3 号による同意を取得した者に通知する。

3 本条における通知は、事前に著作者から当会に対して当該二次的著作物の種類について合意する旨の通知（電子的通信を含む。）があった場合には、これに代えることができる。

4 著作物の著作者が不明の場合若しくは共同著作物で同意を取得した者が不明の場合は、編集担当理事に報告した時に、通知したものとみなす。

（著作者人格権の不行使）

第 9 条 著作者は、本会及び使用者に対し、著作者人格権を行使しない。

2 前項の定めは、本会及び使用者が、著作物を原著物として二次的著作物を作成した場合においても適用される。

なお、本会は、著作者の名誉を損なうことがないように十分留意する。

（著作者による保証等）

第 10 条 著作者は、著作物が次の全ての号に該当することを保証しなければならない。

(1) 第三者の著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、ドメイン・ネーム及びその他の知的財産権並びにこれらの出願又は登録に関する権利等の知的財産権その他一切の権利を侵害していないこと

(2) 著作物が過去に一切公表されたことがないこと

(3) 著作物が共同著作物である場合には、本会への投稿を行うにあたり、当該共同著作物の他の著作者全員の同意を取得していること

(4) 著作物において第三者の著作物を引用する場合には、出典を明記すること

（著作者による処分禁止）

第 11 条 著作者は、本会の書面による事前の許諾なくして著作財産権の譲渡、移転、担保権の設定及びその他の処分を行ってはならない。

（紛争解決に関する協力）

第 12 条 著作物に関する第三者からの権利侵害又は著作物による第三者に対する権利侵害等、著作物に関して紛争が発生した場合又は発生する恐れがある場合、著作者及び本会は相互に協力してこれに対処する。

（協議）

第 13 条 この規則に定めなき事項及びこの規則の各条項の解釈に疑義が生じた場合、著作者及び本会は、信義誠実の原則に従って協議し、これを解決するものとする。

（処理基準）

第 14 条 この規則の運営に関し必要な細則については、編集会議において処理基準を定め、これによるものとする。

(この規則施行以前の著作物)

第 15 条 この規則以前に創作された著作物についても各号の規定を適用する。

(改廃)

第 16 条 この規則の改廃は、編集会議の審議を経て、理事会の議決によらなければならない。

附 則

- 1 この規則は、2011 年 4 月 26 日から施行する。(第 1 回理事会議決 2011 年 4 月 26 日)
- 2 社団法人自動車技術会著作権規則(1991 年 10 月 2 日制定)は、廃止する。

附 則

- 1 この規則は、2020 年 10 月 16 日から施行する。(第 2 回理事会議決 2020 年 10 月 16 日)
- 2 公益社団法人自動車技術会著作権規則(2011 年 4 月 26 日制定)は、廃止する。